

福祉団体等助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人柳川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、市内で地域福祉活動を実践する団体に対し、その運営及び事業活動等への助成を行うことにより、地域福祉の更なる推進を図ることを目的とする。

(対象となる団体)

第2条 この助成の対象となる団体は、次の要件をすべて満たす任意団体とする。

- (1) 本会の活動に理解があり、本会が実施する事業等に協力する団体。
- (2) 市内に活動拠点を置き、2年以上継続して活動している団体。
- (3) 5人以上の構成員からなり、会則等を有し、会費を徴収し、毎年度活動計画書及び予算・決算書等を作成している団体。
- (4) 営利又は特定の政治・宗教活動を目的としない団体。

(助成金の種類)

第3条 助成金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 福祉団体助成金 社会福祉を目的とし、当事者同士の支援と交流、福祉制度の学習や広報啓発活動、福祉制度改善活動等を実施する団体に助成する。
- (2) ボランティア団体助成金 地域福祉の推進のため、主として当事者等に対し福祉ボランティア活動を行っている団体に助成する。

(助成の対象経費)

第4条 助成の算定対象となる経費は、申請対象年度の前々年度の決算における支出総額を基本とし、行政、上部団体、その他関係団体からの補助金等、並びに繰越金、積立金、人件費に類する経費を控除した額とする。

(助成の基準等)

第5条 助成の内訳は、運営費助成及び事業費助成とし、その基準等については、別表のとおりとする。ただし、助成金の申請初年度は、運営費のみの助成とし、2年度目以降は、事業費助成を加算して助成するものとする。

2 広域団体については、算定した助成額に市内会員の割合を乗じた額を助成額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、所定の申請書に次の各号に掲げる書類等を添付して、指定の期日までに、会長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の活動計画書及び予算書
- (2) 申請対象年度の前々年度の決算書
- (3) その他、会長が必要と認めるもの

(助成金の交付決定)

第 7 条 助成金の交付については、本会の企画・財政委員会の審査を経た後、本会の理事会の決定を受けて助成する。

(実績報告)

第 8 条 助成金の交付を受けた団体は、事業の完了後、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1) 活動報告書

(2) 決算書及び監査報告書

(3) 前号における監査報告書の提出ができない場合には、当該年度の預金通帳の写し及び領収書の写し

2 助成金の交付を受けた団体は、常に領収書等の会計書類を整備し、会長が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(決定の取り消し及び助成金の返還)

第 9 条 会長は、助成金の交付を受けた団体が、助成金を目的以外に使用したとき又は虚偽の申請により助成金の交付を受けたときは、助成金交付の決定の全部、又は一部を取り消し、返還を命ずることができる。

2 当該団体が年度途中で解散等により存続しなくなった場合には、助成金交付の決定の全部、又は一部を取消し、返還を命ずることができる。

(その他)

第 10 条 その他、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(福祉団体助成金交付規程の廃止)

2 福祉団体助成金交付規程は、廃止する。

(ボランティア団体助成金交付規程の廃止)

3 ボランティア団体助成金交付規程は、廃止する。

(経過措置)

4 この規程の施行前になされた廃止前の規程による申請は、この規程による申請とみなす。

5 この規程による助成額が、前年度助成額と比べ 10%以上増減した場合の増減額は、10%を上限とし、以後同様とする。ただし、新規申請の次年度目に事業費助成を加算したことによる増額の場合は、この上限規程は適用しない。

6 この規程の施行前に助成金の交付を受けていた団体については、第 2 条第 3 号のうち、会費の徴収規定は、適用しないものとする。

別表（第5条関係）

	福祉団体助成金	ボランティア団体助成金
運営費助成	① 5人以上 10人未満 5,000円 ② 10人以上 20人未満 10,000円 ③ 20人以上 50人未満 20,000円 ④ 50人以上 100人未満 30,000円 ⑤ 100人以上 200人未満 40,000円 ⑥ 200人以上 50,000円	
事業費助成	助成の対象経費の額の50%の額	助成の対象経費の額の70%の額

備考

- 1 ボランティア団体助成金の上限額は、50,000円とする。
- 2 福祉団体助成金の上限額は、300,000円とする。ただし、柳川市から補助金等を受給している場合は、その補助金等の額と上限額のどちらか低い方の額とする。
- 3 助成金算出総額の1,000円未満は、切り捨てるものとする。